

## 令和2年度OIH（大阪イノベーションハブ）シードアクセラレーションプログラム 業務委託募集要項（公募型プロポーザル）

### 1 案件名称

令和2年度OIH（大阪イノベーションハブ）シードアクセラレーションプログラム業務委託

### 2 業務内容に関する事項

#### (1) 事業目的と概要

大阪・関西が経済的な成長・発展を果たしていくためには、新たな価値や市場を生み出すイノベーションが不可欠となっている。

そのため、本市では、高い頻度でイノベーションを生み出していくことのできる環境（イノベーションエコシステム）の構築に取り組んでおり、イノベーション創出をめざす人材やその支援者が連携し、アイデアが生まれ、事業化を果たしていくケースが生まれてきているが、一方で、アイデアの実現をより能動的に後押しする機能の充実が課題として顕在化している。課題の解決のためには、自らリスクをとってシードマネーを供給しスタートアップ企業を育てていくシードアクセラレーターや豊かな資金や販路等を持つ大企業も巻き込んだ、スタートアップ企業の育成・支援が有効と考えており、本業務では、シード期～アーリー期（創業準備中から創業後5年程度）のスタートアップ企業に対し、適切な支援を与えることで事業化を加速させる。

本業務の効果を高めるため、イノベーション創出に取り組んでいる関西の自治体と連携して、関西圏域から広くスタートアップ企業を発掘し、大企業（「コーポレート・ベンチャーキャピタル」を含む。）やシードアクセラレーター等と連携して支援する。この取組みを通じて、大企業とスタートアップ企業との連携の促進（オープンイノベーションの進展）、シード期～アーリー期に対する投資資金供給体制の充実（関西におけるシードアクセラレーター機能の充実）、既存のものづくり中小企業との連携など、イノベーションエコシステムの要素となるあらゆる資源を巻き込み、関西のエコシステムの充実を図る。

また、「スタートアップ企業の育成」と「関西のイノベーションエコシステムの充実強化」を目的に本業務を実施することで、次世代の成功事例づくりを加速させ、グローバルイノベーション創出支援業務とともに、大阪・関西におけるイノベーションエコシステムのさらなる充実強化を図ることを目的とする。

今般、その目的を達成するため、受注者のもつスタートアップ企業支援に関する幅広い知識と経験、専門性やネットワーク等を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

#### (2) 業務内容

具体的内容については【別紙1】「令和2年度OIH（大阪イノベーションハブ）シードアクセラレーションプログラム業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）、【別紙2】平面図、【別紙3】使用可能物品を参照すること。

**(3) 事業規模（契約上限額）**

金 3 9, 9 7 6 千円（消費税及び地方消費税を含む）  
※令和 2 年度予算の編成過程で変更となる場合がある。

**(4) 契約期間**

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで  
※契約の締結は、令和 2 年度大阪市予算の発効以降に行う。

**(5) 履行場所**

本市指定場所

**(6) 費用分担**

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

**3 契約に関する事項**

**(1) 契約の方法**

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。

また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

**(2) 委託料の支払い**

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

**(3) 契約書案**

【別紙 4】「業務委託契約書」参照

なお、令和 2 年 4 月施行の民法改正等に伴い、契約条項の改正を予定している。

**(4) 契約保証金**

契約保証金 免除

保証人 不要

**(5) 再委託について**

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

## (6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

## 4 参加資格等

次に掲げるすべての項目に該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 直近 1 ヶ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- (6) 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (7) 2 つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請をする場合は、その構成員の中から共同事業体の代表者を決め、代表者を含む構成員のすべてが上記(1)～(6)の条件を満たし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。

ア 共同事業体の代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

イ 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

ウ 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

エ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

オ 単独で応募した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。

カ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

## 5 スケジュール

(1) 公募開始	令和元年 12 月 27 日 (金)
(2) 質問受付期限	令和 2 年 1 月 20 日 (月)
(3) 質問に対する回答	令和 2 年 1 月 22 日 (水) (予定)
(4) 参加申請関係書類の提出期限	令和 2 年 1 月 29 日 (水)
(5) 参加資格決定通知	令和 2 年 2 月 6 日 (木) (予定)
(6) 企画提案書類の提出期限	令和 2 年 2 月 12 日 (水)
(7) プレゼンテーション審査	令和 2 年 2 月 18 日 (火) (予定)
(8) 選定結果通知	令和 2 年 3 月上旬
(9) 契約締結・事業開始	令和 2 年 4 月 1 日 (水) (予定)
(10) 事業完了	令和 3 年 3 月 31 日 (水)

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 質問の受付・回答

#### ア 受付期間

公募開始日から令和 2 年 1 月 20 日 (月) 午後 5 時 30 分まで (必着)

#### イ 提出方法

「質問書」(様式 1) に記載し、下記 9 の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送、FAX、E メールによる提出を可とするが、送付後は必ず提出先へ電話確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合、質問に回答できないことがある。

※E メールによる提出の場合は、「件名」に「【質問：シードアクセラレーションプログラム業務委託】」と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。

#### ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和 2 年 1 月 22 日 (水) (予定) に経済戦略局ホームページに掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。

### (2) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

#### ア 提出書類

##### 【単独法人等】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書 (様式 2-1)
- (イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書 (様式 4)
- (ウ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料 (様式自由)
- (エ) 事業概要 (パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの)
- (オ) 使用印鑑届 (様式 5)
- (カ) 印鑑証明書【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：原本】

(キ) 履歴事項全部証明書

(その他の団体等で法人登記がない場合は定款その他の規約)

【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(ク) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書

【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

(ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））

【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(コ) 直近1ヵ年の財務状況がわかる書類（貸借対照表及び損益計算書など）（写し）

※(ク)及び(ケ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

※(カ)～(コ)は、令和元・2・3年度(平成31・32・33年度)大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式2-1に承認番号を記載すること）。

【共同事業体】

(ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式2-2）

(イ) 共同事業体届出書兼委任状（様式3）

(ウ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）

(エ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（様式自由）

(オ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）

(カ) 使用印鑑届（様式5） ※代表構成員のみ

(キ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】 ※代表構成員のみ

(ク) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(ケ) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書

【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

(コ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））

【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(カ) 直近1ヵ年の財務状況がわかる書類（貸借対照表及び損益計算書など）（写し）

(シ) 共同事業体協定書（写し）

※(ウ)～(カ)、(ク)～(シ)は、構成員となるすべての事業者について提出すること。

※(ケ)及び(コ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

※(カ)～(シ)は、令和元・2・3年度(平成31・32・33年度)大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式3に承認番号を記載すること）。

- イ 提出部数  
正本1部・副本1部（複写したもの）
- ウ 提出期限  
令和2年1月29日（水）午後5時30分まで（必着）
- エ 提出方法  
提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。
- オ 参加資格審査結果通知  
すべての参加申請者に対し、様式2-1又は2-2に記載の担当者メールアドレスあてに令和2年2月6日（木）（予定）に通知する。

### **(3) 企画提案書類の提出**

- ア 提出書類
  - (ア) 【別紙5】様式6～10
  - (イ) 直近2カ年の財務状況がわかる書類（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書など）
- イ 提出部数  
正本：1部（記名・代表者印を押印したもの）  
副本：10部  
※副本には記名・押印せず、事業者名や事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者氏名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。
- ウ 提出期限  
上記(2)オの参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から令和2年2月12日（水）午後5時30分まで（必着）
- エ 提出方法  
提出期限までに下記9の提出先あて提出すること。持参のほか、郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

## **7 選定に関する事項**

### **(1) 選定基準**

審査は、【別紙6】の観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

### **(2) 選定方法**

上記(1)の選定基準について有識者会議の意見を聴取のうえ、発注者が受注予定者を決定する。

- ア 有識者会議
  - (ア) 有識者会議は、選定基準に沿って企画提案書の評価を行う。
  - (イ) 有識者会議は非公開とし、評価内容についての質問や異議は一切受け付けない。
  - (ウ) 有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

(エ) プレゼンテーション審査

A 実施日（予定）

令和2年2月18日（火）

B 実施場所（予定）

大阪市役所

大阪市北区中之島一丁目3番20号

C 内容・方法等

(A) 上記**6(3)**アで提出した提出書類をもとに、業務の実施方針等について口頭にて説明（プレゼンテーション）を行うこと。

(B) 1者あたり30分程度（うち説明10分程度、質疑応答20分程度）

※説明時間等については、変更する場合がある。

D 出席者

1者あたり5名以内とし、必ず統括管理責任者に想定している者を主たる説明者とする。なお、共同事業体の場合も同様とする。

E その他

プレゼンテーション審査の実施時間・場所などの詳細については、様式2-1又は2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

イ 評価について

(ア) 評価合計点が最も高い者を受注予定者とする。

(イ) 評価合計点が最も高い提案者が複数いる場合

A 「(F)業務実施能力・体制・経費」項目の評価点が最も高い者を受注予定者とする。

B 「(F)業務実施能力・体制・経費」項目の評価点が同じ場合は、「(B)アクセラレーションプログラム」項目合計の評価点が最も高い者を受注予定者とする。

C 「(B)アクセラレーションプログラム」項目合計の評価点も同じ場合は、見積価格が低いものを受注予定者とする。

(ウ) 評価合計点が最も高い提案者の評価において、評価合計点が60点未満若しくは、1項目でも0点がある場合は、受注予定者として選定しない場合がある。

**(3) 失格事由**

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。

イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。

ウ 有識者会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

エ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

オ 受注予定者選定終了までの間に他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
- (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
  - (イ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
  - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること。
- コ 見積書に記載の額が上記 2 (3) の契約上限額を超えているもの。

#### **(4) 選定結果の通知及び公表**

すべての参加者に対し、令和 2 年 3 月上旬に通知するとともに、経済戦略局ホームページに掲載する。

## **8 その他**

- (1) 本プロポーザルにかかる契約の締結は、令和 2 年度予算が発効したときとする。予算が成立せず、契約締結を行わない場合に、受注予定者において損害が生じても、発注者はその損害について一切負担しない。
- (2) 企画提案書等の作成にかかる費用は、参加者の負担とする。
- (3) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 提出されたすべての書類等は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、審査・受注予定者選定用以外に参加者に無断で使用しない。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）
- (6) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、本市より指示があった場合はこの限りではない。
- (7) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務については、発注者と協議を行い策定した仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (8) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (9) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、評価合計点が 60 点未満の者若しくは、1 項目でも 0 点がある者を除くことがある。

## **9 提出先、問合せ先**

担当：大阪市経済戦略局企画総務部総務課（調達）

住所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番 10 号 ATC ビル 0' s（オズ）棟南館 4 階

電話：06-6615-3719

FAX：06-6614-0150



Eメール：[keisen-keiyaku@city.osaka.lg.jp](mailto:keisen-keiyaku@city.osaka.lg.jp)

受付については、午前9時から午後5時30分までとし、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（令和元年12月29日～令和2年1月3日）及び月曜日から金曜日の午後0時15分から午後1時までを除く。

## **10 関係資料等**

【別紙1】令和2年度 O I H（大阪イノベーションハブ）シードアクセラレーションプログラム  
業務委託仕様書

【別紙2】大阪イノベーションハブ平面図

【別紙3】大阪イノベーションハブ内 使用可能物品一覧表

【別紙4】業務委託契約書

【別紙5】企画提案書類の作成方法及び様式

【別紙6】選定基準

【参考資料】令和2年度大阪市グローバルイノベーション創出支援事業の体系